

青森県報

第三千七百七十九号

平成二十一年
十二月二十五日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則……………

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………

右 同……………

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………

特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………

公共測量の実施……………

証紙売りさばき人の指定……………

(人事課) …… 一

(労政・能力開発課) …… 二

(同) …… 二

(健康福祉政策課) …… 三

(同) …… 三

(同) …… 三

(同) …… 三

(障害福祉課) …… 四

(水産振興課) …… 四

(同) …… 四

(同) …… 四

(監理課) …… 五

(出納課) …… 五

公 告

農地保有合理化事業規程の変更の承認…………… (構造政策課) …… 五

選挙管理委員会

病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…………… (事務局) …… 五

海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数…………… (同) …… 六

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十五号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

- 五 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である者
- 附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十六号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年十月青森県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第五号」を「第四号」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第一号様式の一中

ア雇用保険給付 失業給付	イ船員保険給付 失業給付	ウ国家公務員退職手当	エアからウまでに掲げる給付に相当する給付であつて地方公共団体の支給するもの
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

を

ア雇用保険失業給付	イ国家公務員退職手当	ウア又はイに掲げる給付に相当する給付であつて地方公共団体の支給するもの
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

に

改め、同様式の一の中

求職手当	給付金	失業手当	生活保護
------	-----	------	------

を

求職手当	給付金	失業手当	生活保護
------	-----	------	------

に

改める。

附 則

- この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二条第一項の規定の適用がある者に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十七号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則（昭和四十二年十月青森県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「第十三条第二号」を「第十八条第二号」に改め、同項第二号中「エまで」を「ウまで」に改め、イを削り、ウをイとし、同号エ中「からウまで」を「又はイ」に改め、同エを同号ウとする。

附 則

- この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第六条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二条

第一項の規定の適用がある者に係る傷病見舞金の支給については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第八百十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
ささき歯科医院 中央内科クリニック	五所川原市字田町一八一の七 むつ市中央二丁目五の五	平成三〇・一 二・七三

青森県告示第八百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
つるた調剤薬局中央店 菜の花クリニック 中央内科クリニック	北津軽郡鶴田町大字強巻字押上一の五 上北郡横浜町字三保野一四五の一 むつ市中央二丁目五の五	平成三二・一 " " 三・八一

青森県告示第八百十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	事 業 者		名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地				
和田 静子	下北郡東通村大字 白糠字家ノ上四三 の四		訪問看護ステ ーション「和 」	下北郡東通村大字 白糠字家ノ上四三 の四	平成 三〇・九 三

青森県告示第八百十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
鎌田 龍栄	八戸市大字新井田 字法光野一の一	見城接骨院	八戸市大字新井 田字法光野一の一	平成 三・九・三〇

青森県告示第八百十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヘルシークラブ アベイ	青森市長島一丁目六の六 クロスタワーア・ベイF	平成三・一・一

青森県告示第八百十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表外ヶ浜第四区域の項を次のように改める。

外ヶ浜第四区域 外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字蟹田、字下蟹田、字上蟹田、字蟹田、丑ヶ沢、字蟹田中師宮本の区域	1 主として底建網漁業
---	-------------

青森県告示第八百二十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百五条の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
下北郡東通村大字尻屋字村中二九 下北郡東通村大字尻屋字村中三四	尻屋加入区
南谷 雅人 石田 長智	

青森県告示第八百二十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡佐井村大字佐井字磯谷二三一 田中 勝年 下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇三の一 東出 一夫	佐井村第四区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字佐井字磯谷の区域	主として底建網漁業
五所川原市十三深津一三四 秋田谷 又三郎 五所川原市十三羽黒崎一三三の二〇 内藤 正雄	十三区域 十三漁業協同組合の地区	底びき網を使用し て行うしじみ漁業

青森県告示第八百二十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

東北防衛局

二 測量の種類

公共測量（移転措置事業）

三 測量の期間

平成二十一年十二月十一日から平成二十二年三月二十四日まで

四 測量の地域

三沢市五川目地区、大字三沢地区

青森県告示第八百二十三号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

十和田市西五番町三の一七

有限会社下斗米教材

二 指定年月日

平成二十一年十二月十七日

三 売りさばき場所

十和田市西五番町三の一七

公 告

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、津軽みらい農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

農地貸付信託事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号の二に掲げる事業をいう。）

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九十四号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一の表中

ほつとハウス

” 大字尻内町字熊ノ沢三五の一

を

ほつとハウス

” 大字尻内町字熊ノ沢三五の二

に改める。

青森県選挙管理委員会告示第九十五号

平成二十一年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年十二月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 四、〇〇七 人
- 二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、七四三 人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭